

土壌汚染対策法のしくみ

令和6年4月現在

《土壌汚染状況調査を行わなければならないとき》

① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設で有害物質が使用されなくなったとき、土地所有者等は土壌の汚染状況を調査する必要があります。ただし、土地の利用方法が人の健康被害を生じるおそれがない場合は、県(鳥取市^注)に申請し、確認を受ければ、確認を受けたときの状態が存続する限り調査の実施が猶予されます。

② 一定規模以上の土地の形質の変更時で、知事が土壌汚染のおそれがあると認めるとき(法第4条)

一定規模^{※1}以上の土地の形質を変更しようとする者は、着手する日の30日前までに、県(鳥取市^注)に届出をする必要があります。県(鳥取市^注)は、届出された土地に土壌汚染のおそれ^{※2}がある場合には、土地所有者等に土壌の調査を命令することができます。

※1一定規模・・・3000㎡(但し、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあつては900㎡)

※2土壌汚染のおそれ・・・行政が保有している情報により判断します。

③ ①及び②以外で、土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき(法第5条)

土壌汚染状況調査の実施・報告

※土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関(環境大臣指定)に依頼して調査する。

指定の申請 (法第14条)

申請

濃度基準に適合

する

規制対象外

※土地所有者等は、自主調査により土壌汚染が判明した場合は、県(鳥取市^注)に指定の申請をすることができます。(法第14条)

しない

人の健康被害が生じるおそれの有無

《区域の指定・管理》

あり

要措置区域の指定・公示 (法第6条)

なし

形質変更時要届出区域の指定・公示 (法第11条)

県(鳥取市^注)は区域を指定した場合は公示し、台帳に記載して公衆に閲覧する。

■汚染の除去等の措置(法第7条)

県(鳥取市^注)は、土地所有者等(原因者が別にいる場合はその者)に対し、汚染の除去等の措置を講ずるよう指示します。

■土地の形質の変更の禁止(法第9条)

汚染の除去等の措置を行う場合等を除き、土地の形質の変更はできません。

■土地の形質変更の届出等(法第12条)

土地の形質を変更しようとする者は、変更に着手する日の14日前までに、県(鳥取市^注)に届出をする必要があります。届出の内容が適切でないときは、県は計画の変更を命令することができます。

※汚染土壌の除去等が行われた場合は、区域の指定を解除し、公示する。

指定の解除・公示

《規制対象物質(26物質)》

- ・重金属等(9物質):カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- ・揮発性有機化合物(12物質):クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
- ・農薬等(5物質):シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物

《お問い合わせ先等》

- 鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課 電話0857-26-7870
 - 県東部地区:鳥取市市民生活部環境局環境保全課 電話0857-30-8094
 - 県中部地区:中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 電話0858-23-3150
 - 県西部地区:西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 電話0859-31-9350
- 鳥取県ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34667>
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1358838435463/index.html>
環境省ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

注:東部5市町は、鳥取市が土壌汚染対策法を所管していますので、上記報告等は鳥取市市民生活部環境局環境保全課が窓口となります。